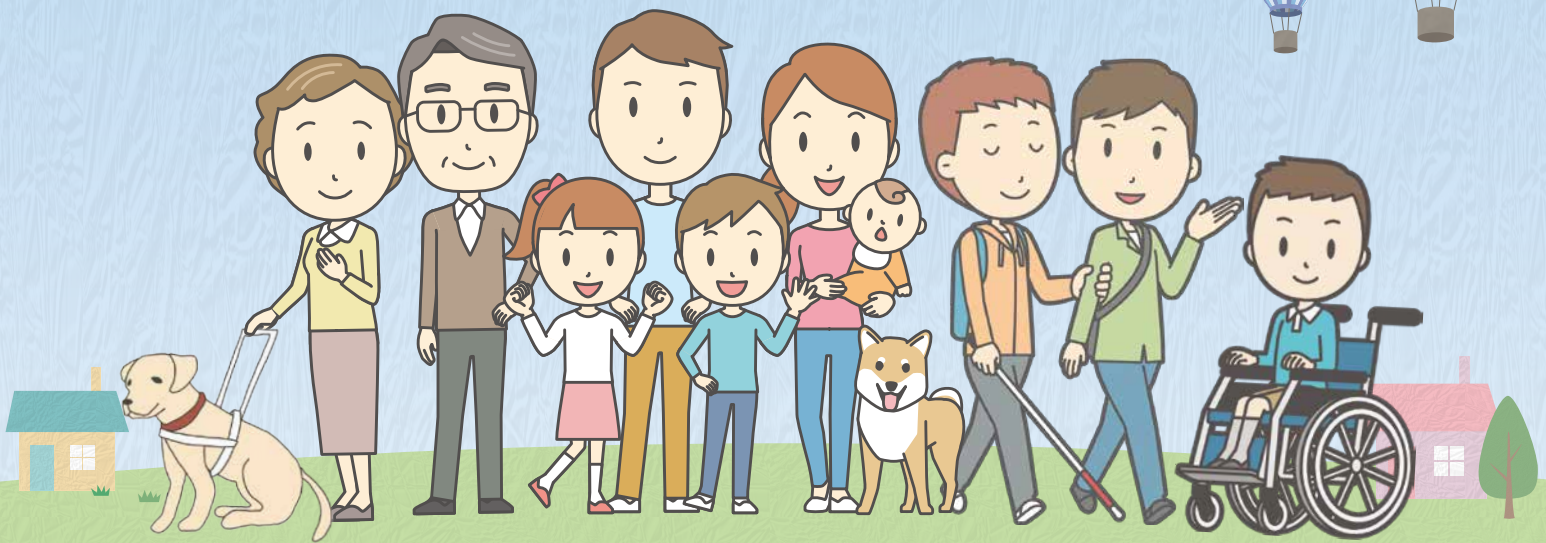


しが けん しょう がい しゃ さ べつ 滋賀県障害者差別のない きょう せい しゃ かい 共生社会づくり条例 じょう れい



ねん がつ にち ぜんめん し こう
2019年10月1日全面施行

この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に
生きる社会（共生社会）の実現を目指して制定されました。

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を築いていきましょう。



しが けん
滋賀県

1 条例の目的



この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。



身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の

機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって、継続的または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。



この条例における「障害者」の定義は、「障害の社会モデル」の考え方に基づいています。

3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるものであるという考え方です。



例えば、「障害の社会モデル」の考え方に立つと、左の図のように、車いすを使用している人が段差を上げられないのは、身体に障害があるからではなく、段差があるという建物の状況（社会の中にあるバリア）に原因があると考えます。



この場合、スロープやエレベーターを設置することで段差を上げられないという「障害」はなくなります。こうした社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

4 シャカいてきしょうへき 社会的障壁とは？

しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく
障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえでバリア
(社会的障壁) となるようなものをいい、例えば次のようなものがあります。



ぶつりてき 物理的なバリア

こうきょうこうつうきかん どうろ たてもの
公共交通機関、道路、建物などにおいて、
りようしゃ いどうめん こんなん
利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことを言います。

せいどてき 制度的なバリア

しゃかい せいど しょうがい ひと
社会のルール、制度によって、障害のある人が
のうりよくいぜん だんかい きかい きんとう うば
能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのことを言います。

ぶんか じょうほうめん 文化・情報面でのバリア

じょうほう つた かた ふじゅうぶん ひつよう
情報の伝え方が不十分であるために必要な
じょうほう びやうどう え
情報が平等に得られないバリアのことを言います。

いしきじょう 意識上のバリア

しゅうい こころな ことば さべつ むかんしん しょうがい
周囲から心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れられないバリアのことを言います。
しょうがい たい あやま にんしき う
障害に対する誤った認識から生まれます。

5 しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別を解消するために

じょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう けんみん
条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、
じぎょうしゃ しょうがい ひと たい さべつ きんし ぐうりてきはいりよ
事業者には、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮
ていきょう もと
の提供を求めています。



	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止	ぐうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせいきかん 行政機関	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)
じぎょうしゃ 事業者	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (<u>条例上の義務</u>) (※)
こじん 個人	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (<u>条例上の義務</u>)	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (<u>条例上の義務</u>)

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別とは？

せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ
正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、
せいげん しょうけん つ
制限したり、条件を付けたりすることです。

しょうれい しょうがい ひと せいかつ かか ぶんや ぐたいてき
条例では、障害のある人の生活に関わる11の分野について具体的に
さべつ ないよう しめ ぶんやいがい こうい た ほうかつてき きんし
差別の内容を示すとともに、11の分野以外の行為についても「その他」として包括的に禁止し
ています。



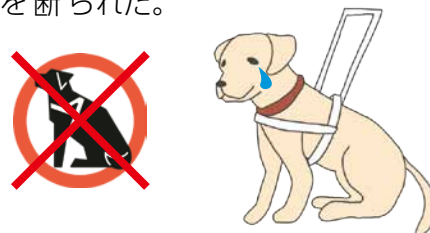
- ①きょういくぶんや ②ろうどう こようぶんや ③しょうひん はんばい ていきょうぶんや ④ふくしぶんや
⑤しょうがいふくしぶんや ⑥いりようぶんや ⑦たても の こうきょうこうつうぶんや ⑧ふどうさんとりひきぶんや
⑨ちい きかつどうぶんや ⑩じょうほう ていきょうぶんや ⑪いし ひょうじ じゅりようぶんや
①教育分野 ②労働・雇用分野 ③商品の販売またはサービスの提供分野 ④福祉分野
⑤障害福祉分野 ⑥医療分野 ⑦建物・公共交通分野 ⑧不動産取引分野
⑨地域活動分野 ⑩情報の提供分野 ⑪意思表示の受領分野

ぐ たい れい 具体例

アパートを借りるときにしょうがいがあることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



もうどうけん いっしょ いんしょくてん
盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら
入店を断られた。



しょうがい ひと ほごしゃ かいじょしゃ いっしょ
障害のある人は保護者や介助者が一緒
でないと窓口対応しないとされた。



ほんにん む し ほごしゃ かいじょしゃ
本人を無視して保護者や介助者
だけに話しかけた。



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かり合い、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々でできる配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるのかを考えることが重要です。

具体例

窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。



申出に応じて、資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。



駅で視覚障害のある人からの申出に応じて、券売機の操作を手伝った。



「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申出に応じて、別のスペースを確保した。



6 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

条例では、障害のある人の自立および社会参加に向けた取組に関する施策の基本となる事項を定めています。

- 普及啓発等・・・障害や障害の社会モデル等に対する理解促進
- 学校教育における理解の促進等
- 就業の機会の確保等
- 住環境の整備
- 文化芸術活動等の推進
- 災害時における支援
- 選挙等における配慮
- 意思疎通等の手段の利用促進等・・・障害のある人の意思疎通および情報の取得などの機会の確保



7 しょうがいしゃさべつかいしょうそうだんいん せっち 障害者差別解消相談員の設置

しょうれい さいふ う ごうりてき はいりよ
条例では、差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったなどの
そうだん おう ひつよう じよげん ちようさ ちようせい おこな さべつかいしょう
相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に
かん せんもんせい も ちゅうりつ たちば そうだん おう しょうがいしゃさべつかいしょうそうだんいん せっち
関する専門性を持って中立の立場で相談に応じる「障害者差別解消相談員」を設置してい
ます。

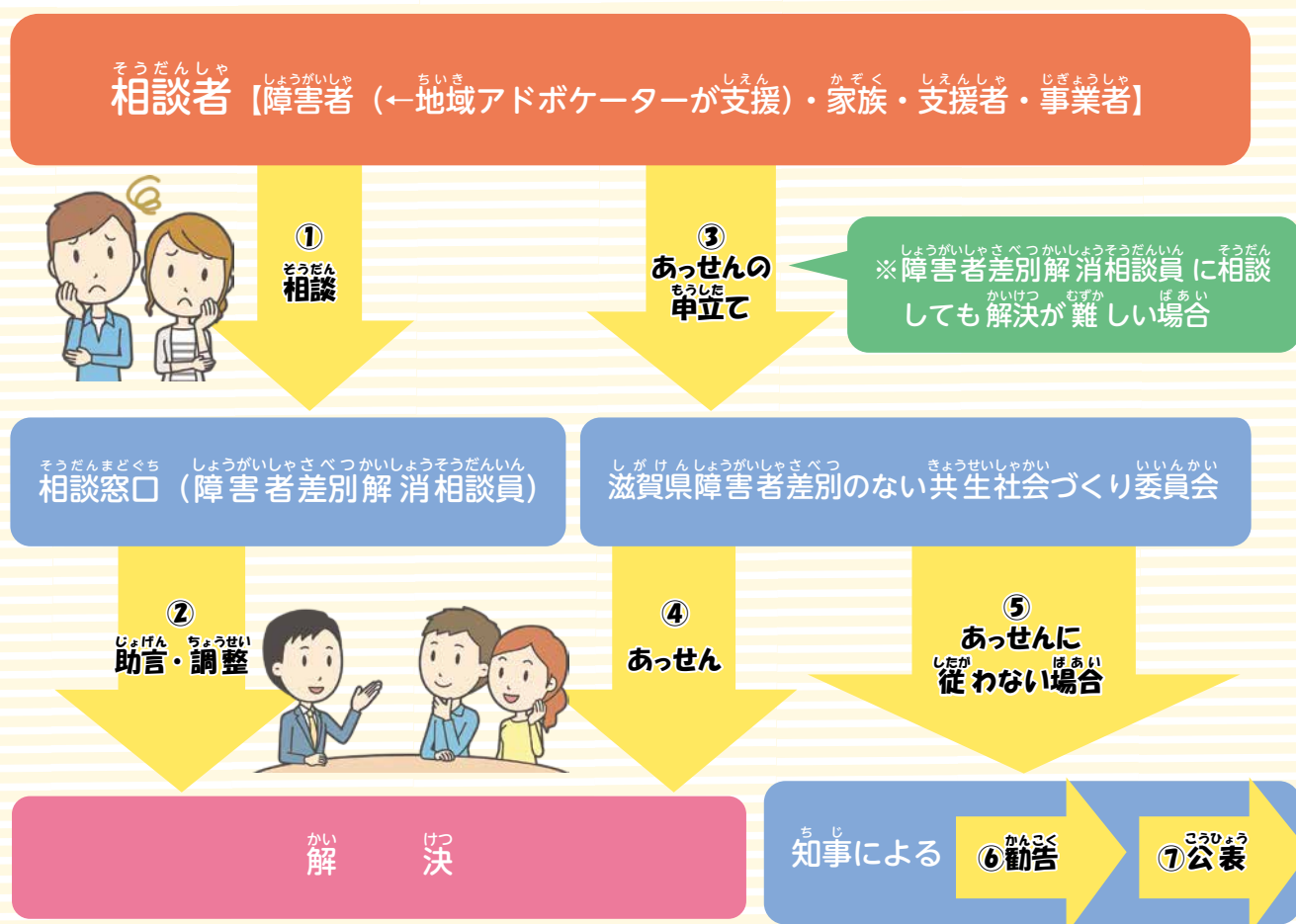


8 ちいき せっち 地域アドボケーターの設置

じしん そうだん むずか しょうがいしゃ よ そ そうだんないよう だいべん
自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁
することなどにより、しょうがいしゃ けんり ようご しょうがいしゃさべつかいしょうそうだん
障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談
いんにつなぐやくわり にな ちいき せっち
員につなぐ役割を担う「地域アドボケーター」を設置しています。



9 そうだん かいけつ なか 相談と解決の流れ



10 障害を理由とする差別や合理的配慮などについての相談窓口

障害を理由に差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったときは、こちらの窓口にご相談してください。また、会社やお店など事業者や県民の方から、合理的な配慮の提供に関する相談なども受け付けています。

【障害者差別解消相談員】

しがけんけんこういりょうふくしぶしょうがいふくしかない
滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課内
しがけんしょうがいしゃけんりようご
滋賀県障害者権利擁護センター

時間／月～金曜日（土・日・祝日・年末年始除く）9時～17時
電話 077-521-1175 FAX 077-528-4853
メール ec0006@pref.shiga.lg.jp



【地域アドボケーター】

しがけん
滋賀県ホームページをご覧ください。

しがけん アドボケーター 一覧 検索

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/303112.html>

【条例についてのお問い合わせ】

しがけんけんこういりょうふくしぶしょうがいふくしか
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-3541 FAX 077-528-4853
メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

【その他の相談窓口】

お住まいの市町の障害福祉担当部署などにも相談窓口が設置されています。

条例に関するQ & A

しょうがい ひと かんけい
Q1：障害のない人にも関係がありますか？

A1：障害に対する理解不足などから、障害のある人に対して無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースは少なくありません。障害のある人にとって何がバリア（社会的障壁）になっているのかを周囲の人が理解し、配慮することで「障害」はなくすることができます。県民の皆さん一人ひとりがこの「障害の社会モデル」の考え方を理解し、「社会」のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえることが重要だと考えます。

しょうがいしゃしゅうかん さいゆうしゅうしょう
平成30年度 障害者週間のポスター 最優秀賞（内閣総理大臣賞）



さべつ う
Q2：差別を受けたとされる障害者しか相談できないのですか？

A2：障害者差別に関してあらゆる相談に応じることとしています。例えば「合理的配慮を求められたがどう対応したらよいかわからない…」など、事業者がお悩みの場合にも相談に応じます。

ばつそく ばっしん
Q3：罰則や罰金はあるのですか？

A3：ありません。県では、お互いの建設的な話し合いを通じて、円満に解決を図ってもらえるよう相談によるサポートを行います。

しがけんりつくさつようごがっこう ちゅうぐくぶ ねん
滋賀県立草津養護学校中学部3年

ふとう さき さくひん
布藤咲喜さんの作品

わたし
「私のきもち」

パンフレットの「音声版」、^{おんせいばん}「点字版」^{てんじばん}も作成しています。^{さくせい}ご希望の方は、^{きぼう}相談窓口^{かた}までご連絡ください。^{そうだんまどぐち}
^{れんらく}